

児童手当

よくある質問と回答 (FAQ)

よくある質問と回答(FAQ)

Q1

『監護相当・生計費負担についての確認書』について、いつの時点の状況を記入すればよいか？

令和7年4月以降の状況(予定を含む)をご記入ください。

Q3

『監護相当・生計費負担についての確認書』について、通学先はどのように記入すればよいか？

大学や専門学校だけではなく、具体的な学校名までご記入ください。通学先が具体的に決まっていない場合は、決定した後、令和7年4月15日(火曜日)【必着】までにご提出ください。

Q2

『監護相当・生計費負担についての確認書』について、対象児童等が引っ越しをする場合は、現在の住所か新しい住所のどちらを記入すればよいか？

引越し先が具体的に決まっている場合は、新住所をご記入ください。現在の住所を記入して書類を提出した後に住民票の転出届出した場合は、再度書類の提出について案内をお送りします。

Q4

『監護相当・生計費負担についての確認書』について、予備校に通う場合はどのように記入すればよいか？

職業等は「学生」として、通学先に「予備校名」をご記入ください。卒業予定時期は未記入で結構です。

よくある質問と回答(FAQ)

Q5

『監護相当・生計費負担についての確認書』について、予備校に通わない浪人生はどのように記入するのか？

職業等は「学生」として、通学先に「浪人中」とご記入ください。
卒業予定時期は未記入で結構です。

Q6

「監護相当」とは何か？

19歳に到達する年度～22歳年度末の子について、受給者から監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護があり、かつ経済的負担があることをいいます。
なお、監護相当の判断にあたって、子の進学、就職、婚姻等の状況は問いません。

Q7

「19歳に到達する年度～22歳年度末まで」とはいつからいつまでに生まれた子か？

令和7年4月～令和8年3月については、平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれの子です。

Q8

監護相当の要件にある「経済的負担」とは、金銭を負担していないと対象ではないのか？

例えば、受給者と19歳に到達する年度～22歳年度末の子が別居している場合の仕送りについて、その内容が金銭ではなく食料品や生活必需品等の場合であっても、その仕送りを欠くと通常的生活水準を維持することが困難であると考えられる場合は対象となります。

よくある質問と回答(FAQ)

Q9

高校3年生相当の子が4月以降、進学(就職)で父母等と別居する場合は対象になるのか？

別居している場合でも、Q6の要件を満たせば対象となります。

Q11

提出期限を過ぎて書類を提出した場合、児童手当の支給額にどのような影響があるか？

提出日の翌月分から第3子以降加算が適用されます。例えば、令和7年4月16日に書類を提出した場合、第3子以降加算が5月分からとなるため、4月分は第3子以降加算が適用されず支給額が減額されます。

Q10

必要書類を提出しない場合、児童手当の支給額にどのような影響があるか？

令和7年4月分から該当の子が児童手当額算定時の児童等人数に含まれなくなり、第3子以降加算の対象外となるため、支給額が減額されます。

Q12

通知に印字されている子について、4月以降の進学先(就職先)が決まっていない場合はどうすればよいのか？

受給者が引き続き該当の子を監護(相当)する場合は、必要書類を提出してください。この場合、『監護相当・生計費負担についての確認書』の職業等は「無職」又は「その他」を選択してください。申立て内容から変更が生じた場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

よくある質問と回答(FAQ)

Q13

夜間や土曜日・日曜日に窓口での提出はできるか？

窓口での提出はできませんが、電子申請は可能です。詳しくはホームページをご覧ください。

Q15

必要書類の提出後、通知は来るのか？

必要書類の提出があり次第、審査を行います。令和7年4月分以降の児童手当支給額については、令和7年4月下旬以降、受給者あてに順次通知でお知らせする予定です。

Q14

毎年、書類の提出が必要になるのか？

19歳に到達する年度～22歳年度末の監護相当する子について、『監護相当・生計費負担についての確認書』の職業等で「無職」又は「その他」を選択した場合は、22歳年度末までの年1回、監護状況を確認させていただきます。毎年6月頃、対象の方に『現況届』と『監護相当・生計費負担についての確認書』を送付しますので、該当する場合は期限までに提出してください。